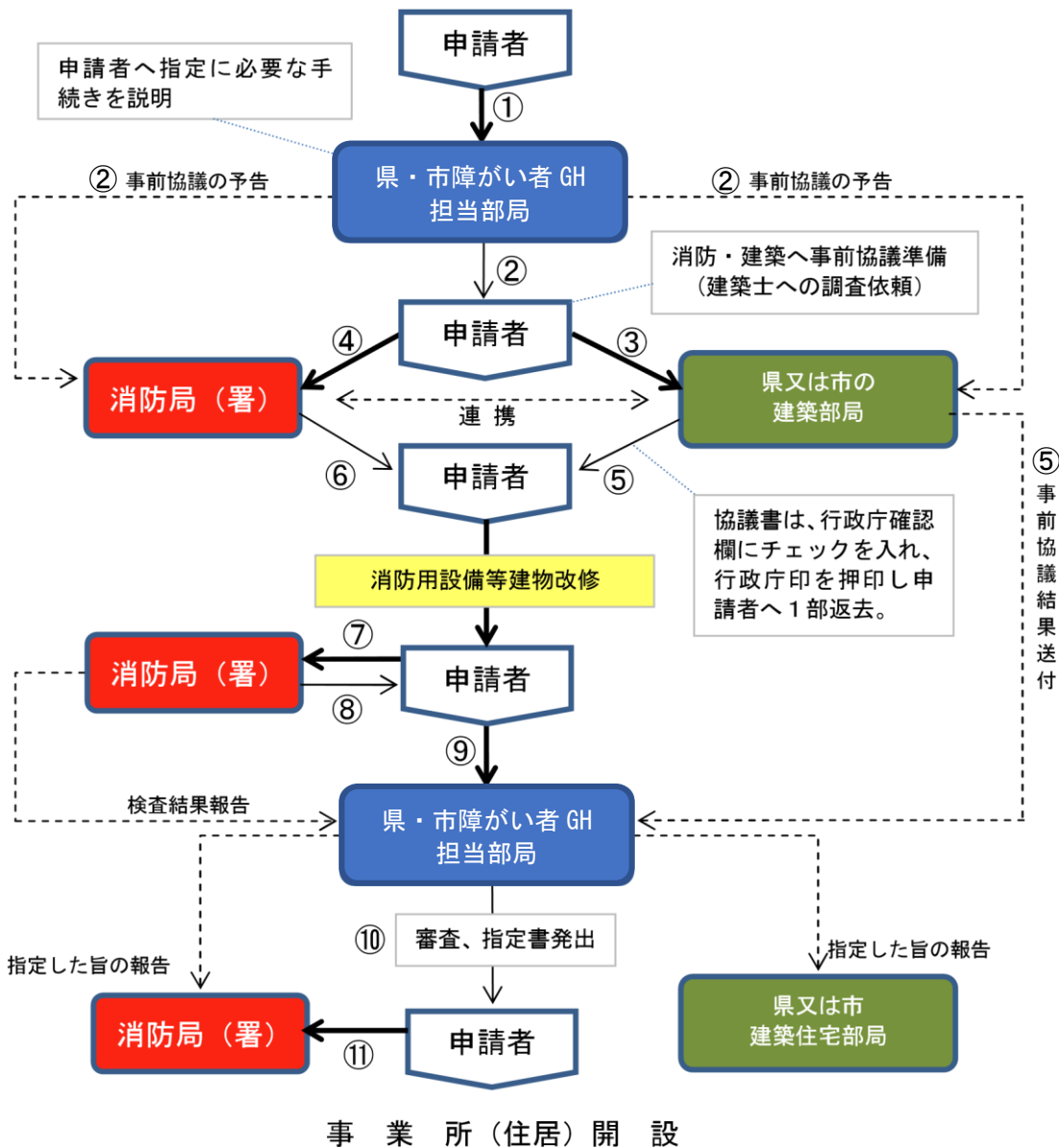


## グループホーム等の指定申請手続フロー

- ① 事前協議の開始
- ② 行政サイドの情報共有（事前協議の予告）  
申請者へのアドバイス（手続の流れを説明）
- ③ 建築部局へ協議書の提出（建築窓口3部）
- ④ 消防局へ事前協議の手続き
- ⑤ ③協議書の回答（申請者、県・市障がい者 GH 担当部局：協議済書類の送付）
- ⑥ ④事前協議の回答
- ⑦ 消防用設備等設置届（消防用設備設置完了後4日以内）
- ⑧ 完了検査・検査済証の送付（県・市障がい者 GH 担当部局分を含む）
- ⑨ 指定申請
- ⑩ 指定した旨の通知
- ⑪ 防火対象物使用開始届（使用開始7日前までに）

グループホーム・ケアホーム開設までの流れ  
(既存住宅を活用する場合)



- ※ 事務処理期間：⑤14日以内、⑩20日以内  
 ※ ③協議書は3部作成し提出すること。  
 【建築保管（1部）、申請者返却（指定申請書用（1部））、障がい者 GH 担当部局送付分（1部）】

## ■建築基準法の窓口

地区	窓口	連絡先
県東部(岩美、八頭郡)	東部建築住宅事務所	電話 0857-20-3648
県中部(東伯郡)	中部総合事務所環境建築局建築住宅課	電話 0858-23-3235
県西部(西伯、日野郡)	西部総合事務所環境建築局建築住宅課	電話 0859-31-9753
鳥取市内	鳥取市都市整備部建築指導課	電話 0857-20-3282
倉吉市内	倉吉市建設部建築住宅課	電話 0858-22-8175
米子市内	米子市都市整備部建築相談課	電話 0859-23-5236
境港市内	境港市建設部建築営繕課	電話 0859-47-1062

## ■消防法の窓口

地区	窓口	連絡先
県東部	鳥取県東部広域行政管理組合消防局予防課	電話 0857-23-2460
県中部	鳥取中部ふるさと広域連合消防局予防課	電話 0858-29-5126
県西部	鳥取県西部広域行政管理組合消防局予防課	電話 0859-35-1954

## ■事前協議窓口

地区	窓口	連絡先
東部(鳥取市、岩美郡、八頭郡)	鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室	電話 0857-30-8205
中部(倉吉市、東伯郡)	鳥取県中部総合事務所県民福祉局福祉課	電話 0858-23-3128
西部(米子市、境港市、西伯郡及び日野郡)	鳥取県西部総合事務所県民福祉局福祉課	電話 0859-31-9314